

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

総合基本計画・重点プロジェクト

1. 総合基本計画

宗門(浄土真宗本願寺派)では、1986(昭和61)年より「御同朋の社会をめざして」という目標を掲げ、「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」を進めてまいりました。全員聞法・全員伝道を提唱する門信徒会運動では、教化団体の活性化や門徒推進員の養成などを通して、組・教区活動を活発化させてきました。また、同朋運動は、私と教団のあり方を問い、部落差別をはじめとするあらゆる差別・被差別からの解放をめざすことを通して、人々の苦悩に向き合う活動を充実させてきました。

基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらに教えを広く世界に伝えていくこと、また従来の枠組みを超えた多様な活動を、より広く実践していくことをめざし、宗門では、2012(平成24)年4月から、運動名称を「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)とあらため、宗門全体の活動として進めています。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀さまのはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。生きとし生けるものすべてを等しくいつくしむ大慈悲が阿弥陀さまの救いのはたらきであります。そのはたらきを疑いなく聞いていくことが、**眞実信心**であり、生と死の苦しみから**解放**たれる道なのです。

宗祖親鸞聖人は、阿弥陀さまの救いを依りどころとして、**昏迷**した世の中にあつて、ともにお念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、苦悩を抱える人々とともに生き抜かれました。私たちの先人はそのお心を受け、「御同朋・御同行」として、み教えをまもり広めていこうと努めてこられました。

阿弥陀さまの慈悲に包まれ、**智慧**に照らされている者どうしであることを自覚しつつ、親鸞聖人のお姿を**鑑**として、互いに支え合って生き抜いていくことこそが、私たち念仏者のあり方といえます。

宗門では、親鸞聖人750回大遠忌法要を迎えるにあたり、最高法規である『宗制』と『宗法』の中に、宗門のあり方を明確にしました。その『宗制』には、「本宗門は、その教えによって、**本願名号**を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の**智慧**と**慈悲**を伝え、もって**自他**共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献するものである」と記されています。

専如門主は、伝灯奉告法要初日のご親教『念仏者の生き方』において「仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方についてご教示くださいました。

また、『伝灯奉告法要御満座の消息』において「私たち一人ひとりが真実信心をいただき、お慈悲の有り難さ尊さを人々に正しくわかりやすくお伝えすることが基本です」と念仏者としての基本的なあり方をお示しになり、『念仏者の生き方』でご教示されたことが、親鸞聖人のお心にかなう歩みであると、その大切さをあらためてお諭しになっています。

現代の苦悩をともに背負っていくには、変化の速い時代に生きる者として、変わることをない教義に基づき、過去の歴史に学びながら、人々の悲しみや現実の苦悩への眼差しを養うことが重要です。また、現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません。

現在、布教伝道の現場では、真実信心を伝えることをはじめとして、子ども・若者へのご縁づくりや国際的な伝道、葬儀の簡略化などの困難な課題に直面しています。これらの課題克服に向けて、ご法義が伝えられていくよう一人ひとりの創意工夫が求められています。

また一方、現代社会には災害支援、エネルギーや環境の問題、経済格差、自死、過疎・少子高齢化、さらにはテロや武力紛争をはじめ非戦平和への課題、差別を含む人権の抑圧などの課題があります。現代社会の諸問題を自らの課題・苦しみとし、念仏者として真摯に取り組んでいくことが大切です。そのことが、『念仏者の生き方』のお心を体して生きていくことにもなるのです。

こうした山積する課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、『宗制』に定められた「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていくのです。

専如門主は『念仏者の生き方』で、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推

進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しになっています。私たちは、み教えに生かされ、み教えをひろめ、宗門の英知^{えいち}を結集しながら、御同朋の社会をめざす運動(実践運動)を力強く進めてまいりましょう。

2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨^{しゅし}を簡潔^{かんけつ}に表したスローガンを掲げます。

【 結ぶ^{むす}絆^{きずな}から、広がる^{ひろ}ご縁^{えん}へ 】

3. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざし、実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

2012(平成24)年度に重点プロジェクトが提唱されて以来、教区・組・寺院・教化団体などの活動主体が、それぞれの特性に応じて独自に実践目標を定め、特色ある活動を推進してきました。

このたび、専如門主より具体的に念仏者の生き方がご教示されたことを受け、今期の重点プロジェクトは、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を定め、一体感を持って取り組むこととします。

宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、従来通り各教区・各組において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

(2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

< 貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}に向けて～Dāna for World Peace～ >

— 子どもたちを育むために —

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在^{へんざい}により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子どもや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、この経済格差がもた

らす貧困の問題は、紛争やテロをひき起こす大きな要素ともなっており、あらゆる人びとが共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では戦後 70 年を機縁^{きえん}として、3 年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、議論をしてきました。それをふまえ、具体的な 4 つの平和貢献策を提案し、公聴会^{こうちようかい}等で様々な意見をいただきました。そして、その提案の一つである「経済格差・貧困の克服へ」は、平和実現のため特に国内外での貧困に取り組むよう提案されたものであり、今後^{ちゅうりよく}注力すべき課題であると総合的に判断しました。

さらに、国際連合でも SDGs^{エスディーズ} (持続可能な開発目標) が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状をふまえ、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、＜貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}に向けて～Dāna for World Peace (世界平和のためのお布施)～＞^{はぐく}子どもたちを育むために^{ダナ フォー ワールド ピース}を重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから始めます。

なお、現在 3 期 10 年間にわたり取り組みを進めている宗門総合振興計画^{しゅうもんそうごうしんこうけいかく}においても、同様の基本理念を掲げ、三つの基本方針 (Ⅰ. 仏教の精神に基づく社会への貢献、Ⅱ. 自他共に心豊かに生きる生活の実践、Ⅲ. 宗門の基盤^{きばん}づくり) に基づく重点項目、及び具体的な取り組みとしての推進事項を設定しています。これまでご縁のなかった人にも伝わる言葉、10 年、20 年後の日本社会で求められる人の育成、宗教的感動を共有できる法要や葬送儀礼^{そうそうぎれい}の確立、少子高齢化や過疎が進行している地域に所在する寺院への対応、首都圏における伝道推進といった宗門が抱える諸課題にとどまらず、社会情勢の課題にも対応する取り組みを推進しています。

(3) 推進期間

2018(平成 30)年度から 2019(平成 31)年度までの 2 年間

実践運動中央委員・教区委員の任期や、教区会議長・教区会議員・組長など教区役職者の任期との整合性を図るため、今期を 2 年間とし、次期から 4 年間の推進期間とします

◇本願寺HP から「総合基本計画」・「宗門総合振興計画」・「実践事例」・「基幹運動総括書」等のダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以上

岐阜教区 重点プロジェクト

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

重点プロジェクト	実践目標		^{ひんこん こくふく む} < 貧困の克服に向けて ^{ダーナ フォー ワールド ピース} ~Dāna for World Peace~ > ^{こ はぐく} -子どもたちを育むために-
	期 間		2018（平成 30）年度～2019（平成 31）年度
	達成目標		<ul style="list-style-type: none"> ○計画の周知と取り組み ・宗派総合基本計画・重点プロジェクトの周知 ・教区重点プロジェクトの周知 ・実践目標の理解と取り組み ・組・寺院の活動情報の発信と共有 ・教化団体等への活動推進と情報提供 ○宗門外団体との交流 ・計画関連活動団体からの情報収集 ・宗派計画の発信、協力体制等の確立 ・組・寺院からの紹介と情報収集 ○教区・組・寺院の協力 ・情報提供による活動の推進 ・活動における課題克服のための協議 ・計画に沿った人材発掘や推薦 ・募金活動を奨励する
	推進計画	平成三十年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・宗派総合基本計画・重点プロジェクトの周知 ・教区重点プロジェクトの周知 ・実践目標の理解に向けた研修会、学習会の実施 ・組・寺院の活動情報の収集と発信 ・宗派外活動情報の収集 ・募金活動を奨励する
		平成三十一年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の取り組み情報の集約と点検 ・教区としての取り組み活動の実践 ・組・寺院への活動推進と協力 ・活動推進に沿った人材発掘や育成 ・宗派外団体との協力体制の推進 ・計画推進上の課題や問題点の整理、対応 ・さらなる推進に向けての展望や取り組みの集約 ・募金活動を奨励する

※「^{ひんこん こくふく む}貧困の克服に向けて^{ダーナ フォー ワールド ピース}～Dāna for World Peace～」以外の実践目標も設定する際は、枚数を増やすなどして対応してください。

岐阜教区 重点プロジェクト②

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

重点 プロ ジ ェ ク ト	実践目標	過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて ～守秘義務を守り、取扱責任者を自覚しよう～		
	期 間	2018（平成 30）年度～2019（平成 31）年度		
	達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の周知と情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・教区重点プロジェクトの周知 ・実践目標の理解と取り組み ・過去事例による情報の共有 ・教化団体等への情報共有 ○教区・組・寺院の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・研修会への積極的参加の奨励 ・課題克服のための協議 ・全寺院への共通理解の推進 		
	推進計画	平成 三十 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・教区重点プロジェクトの周知 ・実践目標の理解に向けた研修会、学習会の実施 ・組・寺院の理解度情報の収集 ・過去事例による情報の共有 	
		平成 三十 一年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の取り組み情報の集約と点検 ・実践目標の理解に向けた研修会、学習会の実施 ・全寺院への共通理解の推進 ・活動推進に沿った人材育成 ・計画推進上の課題や問題点の整理、対応 ・さらなる推進に向けての展望や取り組みの集約 	

※「ひんこん 貧困の克服に向けて～ミクフク Dana for World Peace～」以外の実践目標も設定する際は、む 枚数を増やすなどして対応してください。

『御同朋の社会をめざす運動(実践運動)』岐阜教区重点プロジェクト

～さらなる運動の推進に向けて～

岐阜教区委員会

私たちは、「本宗門は、その教えによって、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献するものである」(『本願寺派宗制』)を基本理念に、過去3年間具体的な課題をかかげ重点プロジェクトとして運動を推進してまいりました。

岐阜教区は当初、「信心の社会性」～社会環境とかけがえのない“いのち”のかかわりに生きる～を教区実践目標にかかげ、具体的な課題は各組・各寺院に委ねる形で運動をスタートさせました。その結果全体として、従前の基幹運動の成果と課題を継承しながら、それぞれが独自性を持った課題を設定し、それらが実践され継続されています。

その内容は、キッズサンガの推進、連続研修会の実施、ビハーラ活動、教化団体の拡充・研修、葬儀儀礼への対応等、従来の運動推進に加え、災害支援、地域社会との連携によるNPO活動、新たな法座・講座活動の拡充、お寺の情報発信、お寺と門信徒との関係の見直し等々、多岐にわたる課題が実践されています。

今後の運動展開については、巷間期待されている宗教・宗教団体の社会貢献や公共性について意識しつつ、その貢献する領域については、数多くの社会問題から目を背けることなく、念仏者としての立場にたって社会実践を推進していきたいと考えます。

2015年はアジア太平洋戦争終結から70年の節目の年です。内閣主導で安全保障法制が整備される中、平和を希求する憲法問題にも無関心ではおれません。また、ヘイトスピーチに象徴されるような新たな差別問題も起き、経済格差の社会で私たちの生き方が抑圧、分断される状況があらわになっています。

私たちはこのような日常を、より意味に満ちた人生とすることができるよう、教団の歩みと運動を振り返りながら、み教えに問い聴き続けていきたいと思えます。共に宗門人としての共通の課題を担い、各組・各寺院の独自性を尊重し、継続的な運動推進に努力していきたいと思えます。まずは気づいたことを、出来ることから始めましょう。

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

〔平成24年2月10日〕
〔宗則第14号〕

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 重点プロジェクト（第3条・第4条）
- 第3章 実践運動の推進体制（第5条）
 - 第1節 中央委員会（第6条—第11条）
 - 第2節 教区委員会（第12条—第16条）
 - 第3節 組委員会（第17条・第18条）
- 第4章 連区の実践運動（第19条・第20条）
- 第5章 補則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとするを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。

（「御同朋の社会をめざす運動」の推進）

第2条 前条の規定による活動を「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）という。

2 総局は、基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号）による基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進の成果を踏まえ、宗務部門組織規程（平成24年宗則第12号。以下「組織規程」という。）第2条の規定に基づき、実践運動の推進をすべての宗務の基本理念とし、その総合基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、各宗務部門をして、これを強力に推進するものとする。

3 実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない

い。

第2章 重点プロジェクト

(重点プロジェクトの策定)

第3条 総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

2 重点プロジェクトは、宗門内外の現状や歴史認識、人々の意識、信仰形態などの調査、分析及び議論に基づいて、総局が策定する。

3 総局は、前項の規定による重点プロジェクトの策定にあたり、各宗務部門その他関係機関に、必要な調査研究を指示するとともに、広く意見聴取を行うものとする。

(重点プロジェクトの推進)

第4条 総局は、重点プロジェクトの達成目標とその期限などを定め、実践運動として実効性ある推進を図るため、宗門関係者に周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第3章 実践運動の推進体制

(設置)

第5条 第2条の規定により、総局のもとに、中央には「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）を、組には「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）を、それぞれ設ける。

2 前項のほか、沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）に、「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「沖縄委員会」という。）を設ける。

3 前2項のほか、開教区及び開教地に、それぞれ「御同朋の社会をめざす運動」委員会（以下「開教地区委員会」という。）を設けることができる。

第1節 中央委員会

(所掌事項)

第6条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 実践運動の総合計画及び年度ごとの重点プロジェクト推進計画（以下「推

進計画」という。)について協議すること。

二 実践運動の成果を点検、総括すること。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む。）等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

四 総合計画及び推進計画に関連して、総局が指示した事項について協議すること。

五 教区委員会及び組委員会の実践運動の推進状況について協議すること。

六 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第7条 中央委員会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会を代表する者について、総長が委嘱する。

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。

4 委員は、総局の総合計画、推進計画及びその達成率に関する指示、評価を、所属する機関、団体及び各教区委員会に周知するとともに、実践運動及び重点プロジェクトの推進に当る。

(委員長及び副委員長)

第8条 中央委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選した者について、それぞれ総長が指名する。

2 委員長は、中央委員会の議事を主宰し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

(常任委員会)

第9条 中央委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから総長が指名する10人以上15人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、中央委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第10条 中央委員会及び常任委員会は、総長が招集する。

(意見の聴取など)

第11条 中央委員会及び常任委員会に、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

2 開教地区委員会の代表者は、総長の承認を得て、中央委員会に出席し、意見を述べることができる。

第2節 教区委員会

(所掌事項)

第12条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区（以下この宗則においては「沖縄特区」を含む。）における総合計画及び推進計画について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 組委員会その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第13条 教区委員会は、委員若干人で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

2 第7条第3項の規定は、教区委員会の委員の任期について準用する。

(委員長及び副委員長)

第14条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者について、総長が委嘱し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務

を代行する。

(区令の制定)

第15条 前3条に定めるほか、教区委員会の組織、運営その他必要な事項については、第7条第2項の規定による中央委員会の組織基準に準じ、それぞれの教区の特異性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

(事務担当)

第16条 教区委員会の事務は、当該教区の教務所で担当処理する。

第3節 組委員会

(組委員会)

第17条 組委員会は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

(準用規定)

第18条 前節の規定中、所掌事項及び組織に関する事項については、組委員会について準用する。

第4章 連区の実践運動

(連区の実践運動)

第19条 総局は、実践運動を地域の特性に応じて効果的に推進し、広くその展開を図るため、連区を単位とする実践運動の推進に必要な措置を講じることができる。

(各教区委員会の連携及び協力)

第20条 前条の規定により、教区委員会は、実践運動の推進実施にあたり、同一連区内の教区委員会と相互に連絡提携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営されるものとする。

第5章 補則

(所管部門)

第21条 実践運動の推進に関する事項は、重点プロジェクト推進室が所管する。

(宗達への委任)

第22条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附 則

1 この宗則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この宗則施行の際現に廃止される旧規程に基づく基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果等については、すべてこの宗則による「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制又は組織規程に基づく経常部門で、これを引き継ぐものとする。
- 4 総局は、この宗則に基づく所掌事項の事務引継、宗達及び区令の制定、「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制の組織その他の経過措置については、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例

〔平成24年3月7日〕
〔宗達第1号〕

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 中央委員会（第2条・第3条）
- 第3章 教区委員会（第4条—第7条）
- 第4章 組委員会（第8条・第9条）
- 第5章 連区の実践運動（第10条—第12条）
- 第6章 補則（第13条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号。以下「宗則」という。）の施行について必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

第2章 中央委員会

（職務）

第2条 宗則第3章第1節の規定による「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、同宗則第6条の所掌事項について協議し、実践運動を推進するものとする。

（組織基準）

第3条 宗則第7条第2項の規定による中央委員会委員の組織基準については、概ね次の各号に定めるところによる。

一 宗務機関を代表する者

- イ 本山の執行長が本山寺務所員のうちから指名する者
- ロ 直轄寺院の宗務長が当該直轄寺院の職員のうちから指名する者
- ハ 総長がすべての直属寺院の輪番及び主管のうちから指名する者
- ニ 総長が全教区及び沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）の教務所長及び沖縄県宗務事務所長のうちから指名する者
- ホ 総長が教区会議長のうちから指名する者

へ 総長が組長のうちから指名する者

二 宗門関係団体を代表する者

イ 総長が学事規程（平成24年宗則第10号）に基づく龍谷総合学園の関係者のうちから指名する者

ロ 総長が所属団体規程（昭和22年宗則第22号）その他の諸規則に基づく所属団体、社会事業団体、連盟体及び会議体の関係者のうちから指名する者

三 教区委員会を代表する者

イ 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）において、それぞれ選出された者

ロ 「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「特区委員会」という。）において選出された者

2 総長は、実践運動の理念を踏まえ、全員参画の運動の実現を図るため、中央委員会委員の組織構成については、特に配慮しなければならない。

第3章 教区委員会

（教区委員会の職務）

第4条 宗則第3章第2節の教区委員会は、同宗則第12条の所掌事項について協議し、教区における実践運動を推進するものとする。

2 教区委員会の名称は、「『御同朋の社会をめざす運動』〇〇教区委員会」とする。

（区令の制定）

第5条 教区委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

一 委員の資格、選任方法及び定数に関する事。この場合において、委員の資格については、中央委員会委員に準じて定めることを例とする。

二 委員長及び副委員長に関する事。

三 常任委員会を設置する場合には、その旨を規定する事。

四 運営経費及び運営方法に関する事。

五 前各号のほか、必要な事。

2 前項の区令は、あらかじめ所務部〈法制・訟務・契約事務担当〉の事前審査を経て、総局の承認を得なければならない。

(委員長代行の指名)

第6条 委員長は、宗則第14条第3項の規定による副委員長のうちから1人を、あらかじめ委員長代行として指名することができる。

(特区委員会)

第7条 第4条から前条までの規定は、特区委員会について、準用する。

第4章 組委員会

(組委員会)

第8条 宗則第3章第3節の「御同朋の社会をめざす運動」組委員会(以下「組委員会」という。)は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

(組織・運営基準)

第9条 組委員会の組織、運営その他必要な事項については、当該教区の教区委員会に関する区令に準じ、組会の議決を経てこれを定めるものとする。この場合において、組委員会の委員長及び副委員長の委嘱については、教務所長がこれを行うものとする。

2 教務所長は、当該教区の教区委員会及び関係機関との協議を経て、組委員会の統一的な組織基準を作成することができる。

3 前項の組織基準を作成した場合には、教務所長は、総局に届出るものとする。

第5章 連区の実践運動

(連区協議会)

第10条 宗則第4章の規定により、連区における連絡提携及び情報交換、共有などを図り、実践運動を効果的に推進するため、各連区に協議会(以下「連区協議会」という。)を設ける。

(組織)

第11条 連区協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、連区の編成に関する条例(平成15年宗達第8号)第3条の規定による連区長をもって充て、連区協議会を主宰し、会務を統理する。

3 委員は、連区内の教区委員会委員長及び副委員長をもって充て、必要な事項について協議する。この場合において、教務所長が教区委員会委員長でな

いときは、教務所長は委員となることができる。

- 4 会長は、連区協議会を設置し、又は招集したときは、その組織及び協議結果について、総局に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 連区協議会に事務局を置き、会長たる教務所長の教務所に置き、その事務を担当処理する。

第6章 補則

(補則)

第13条 この宗達に規定するもののほか、実践運動の推進及びその推進体制について必要な事項は、総長が中央委員会に諮って決める。

附 則

- 1 この宗達は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程施行条例（平成15年宗達第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この宗達施行の際現に廃止される旧条例に基づく教区、沖縄特区及び組の基幹運動推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この宗達による教区委員会、特区委員会及び組委員会が引き継ぐものとする。
- 4 本則第3章の規定にかかわらず、教務所長は、教区委員会の組織運営等に関する区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な措置を講じることができるものとし、組委員会についても、また同様とする。

平成24年岐阜教区区令第1号

「御同朋の社会をめざす運動」岐阜教区委員会設置規則

(趣旨)

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則(平成24年宗則第14号)及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例(平成24年宗達第1号)に基づき、岐阜教区における「御同朋の社会をめざす運動」(以下「実践運動」という。)を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

(設置)

第2条 岐阜教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」岐阜教区委員会(以下「教区委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画(以下「総合計画」という。)及び重点プロジェクト推進計画(以下「推進計画」という。)について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会(以下「組委員会」という。)その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会(以下「中央委員会」という。)に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第4条 教区委員会は、委員35人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。
- 4 教務所長は、教区委員会の組織に当っては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者につい

て、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する7人以上11人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、教区委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践運動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当り、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第10条 この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この区令は、平成24年4月1日から施行する。

(従前の区令の廃止)

2 岐阜教区基幹運動推進委員会設置規則(平成15年区令第1号。以下「旧区令」という。)は、廃止する。

(成果等の引継)

3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく岐阜教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする。

(経過措置)

4 この区令施行の際現に「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例附則第4項の規定に基づき講じた措置は、この区令による措置とみなす。